



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課） …… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） …… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定の辞退（福祉・援護課） …… 2
- 一定の一団の土地の区域内の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） …… 2

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・10件（商工振興課） …… 2

### 収用委員会事項

- 公示送達 …… 8

## 告 示

### 沖縄県告示第357号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年7月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
いく調剤薬局	石垣市字真栄里108番地5	平成24年4月1日
いけむら薬局	宮古島市平良字東仲宗根184番地	平成24年4月2日
訪問看護ステーションあんじゅ	石垣市字真栄里558番地7 サザンリッチ先嶋103号	平成24年4月2日
アイクリニック敬愛	名護市宮里六丁目4番21号	平成24年5月1日
サンパーク 歯科医院	浦添市城間三丁目1番3号1階	平成24年5月1日
医療法人社団秋桜会ファーストデンタルクリニック	うるま市字安慶名505番地	平成24年6月1日
すこやか薬局泡瀬東店	沖縄市泡瀬二丁目54番4号	平成24年6月1日
朋友クリニック	豊見城市字上田1番地17	平成24年6月1日
ハーブ薬局とみしろ店	豊見城市字上田1番地1	平成24年6月1日

### 沖縄県告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年7月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
のは歯科医院	浦添市城間三丁目1番3号	平成24年3月19日
いく調剤薬局	石垣市字真栄里108番地5	平成24年4月1日
いけむら薬局	宮古島市平良字東仲宗根184番地	平成24年4月2日
アイクリニック敬愛	名護市宮里七丁目21番16号	平成24年5月1日
上江洲歯科医院	那覇市字安謝186番地	平成24年5月31日
イムラ薬局	うるま市石川429番地	平成24年6月1日
よぎ東眼科医院	那覇市字国場1161番地4	平成24年6月1日

## 沖縄県告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成24年7月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
おおた歯科	那覇市泉崎2丁目1番地6	平成24年7月1日

## 沖縄県告示第360号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の一団の土地の区域（以下「対象区域」という。）内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成24年7月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 対象区域 宮古島市上野字新里1405番204の一部及び1405番235の一部
- 2 対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県宮古土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成24年6月20日 沖縄県指令土第828号

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年7月3日から同年11月3日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び名護市産業部商工観光課において縦覧に供する。

平成24年7月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン名護ショッピングセンター 名護市字名護見取川原4472番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東住宅産業株式会社 名護市字為又87番地 代表取締役 仲泊弘次

3 届出年月日 平成24年5月31日

4 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
変更前 琉球ジャスコ株式会社
- (2) 変更後 イオン琉球株式会社  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 代表取締役 山崎惣三郎  
変更後 代表取締役 末吉康敏

5 変更の年月日

- (1) 4(1) 平成23年5月21日  
(2) 4(2) 平成23年11月28日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年7月3日から同年11月3日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成24年7月3日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン具志川ショッピングセンター うるま市字前原幸崎原303番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地1 代表取締役 末吉康敏

3 届出年月日 平成24年5月31日

4 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
変更前 琉球ジャスコ株式会社  
変更後 イオン琉球株式会社
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所  
変更前 具志川市字前原303番地  
変更後 うるま市字前原幸崎原303番地
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 代表取締役 山崎惣三郎  
変更後 代表取締役 末吉康敏

5 変更の年月日

- (1) 4(1) 平成23年5月21日  
(2) 4(2) 平成17年4月1日  
(3) 4(3) 平成23年11月28日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。
-

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年7月3日から同年11月3日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び北谷町建設経済部経済振興課において縦覧に供する。

平成24年7月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン北谷ショッピングセンター 北谷町字美浜8番地5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社北谷町物産公社 北谷町字美浜8番地5 代表取締役 米須義雄
- 3 届出年月日 平成24年5月31日
- 4 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 代表取締役 宮里朝吉  
変更後 代表取締役 米須義雄
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
変更前 琉球ジャスコ株式会社  
変更後 イオン琉球株式会社
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 代表取締役 山崎惣三郎  
変更後 代表取締役 末吉康敏
- 5 変更の年月日
  - (1) 4(1) 平成23年11月23日
  - (2) 4(2) 平成23年5月21日
  - (3) 4(3) 平成23年11月28日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年7月3日から同年11月3日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び南風原町経済建設部まちづくり振興課において縦覧に供する。

平成24年7月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン南風原ショッピングセンター 南風原町字宮平264番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地1 代表取締役 末吉康敏
- 3 届出年月日 平成24年5月31日
- 4 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
変更前 (仮称) イオン南風原ショッピングセンター  
変更後 イオン南風原ショッピングセンター
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
変更前 琉球ジャスコ株式会社  
変更後 イオン琉球株式会社
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 山崎惣三郎

変更後 代表取締役 末吉康敏

#### 5 変更の年月日

- (1) 4(1) 平成24年6月1日
- (2) 4(2) 平成23年5月21日
- (3) 4(3) 平成23年11月28日

#### 6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年7月3日から同年11月3日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成24年7月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン那覇ショッピングセンター 沖縄県那覇市金城5丁目10番地  
2

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 代表取締役 若林辰雄

3 届出年月日 平成24年5月31日

#### 4 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名  
変更前 三菱信託銀行株式会社 代表取締役 上原治也  
変更後 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
変更前 琉球ジャスコ株式会社  
変更後 イオン琉球株式会社
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 代表取締役 山崎惣三郎  
変更後 代表取締役 末吉康敏

#### 5 変更の年月日

- (1) 4(1) 平成17年10月1日
- (2) 4(2) 平成23年5月21日
- (3) 4(3) 平成23年11月28日

#### 6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年7月3日から同年11月3日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び名護市産業部商工観光課において縦覧に供する。

平成24年7月3日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン名護ショッピングセンター 名護市字名護見取川原4472番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東住宅産業株式会社 名護市字為又87番地 代表取締役 仲泊弘次
- 3 届出年月日 平成24年5月31日
- 4 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
変更前 午前9時  
変更後 午前7時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前9時から午後12時まで  
変更後 午前7時から午後12時まで
- 5 変更の年月日 平成24年6月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖繩県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年7月3日から同年11月3日までの間、沖繩県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成24年7月3日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン具志川ショッピングセンター うるま市字前原幸崎原303番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地1 代表取締役 末吉康敏
- 3 届出年月日 平成24年5月31日
- 4 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
変更前 午前9時  
変更後 午前7時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前9時から午後12時まで  
変更後 午前7時から午後12時まで
- 5 変更の年月日 平成24年6月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖繩県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年7月3日から同年11月3日までの間、沖繩県商工労働部商工振興課及び北谷町建設経済部経済振興課において縦覧に供する。

平成24年7月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン北谷ショッピングセンター 北谷町字美浜8番地5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社北谷町物産公社 北谷町字美浜8番地5 代表取締役 米須義雄
- 3 届出年月日 平成24年5月31日
- 4 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
変更前 午前9時  
変更後 午前7時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前9時から午後12時まで  
変更後 午前7時から午後12時まで
- 5 変更の年月日 平成24年6月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年7月3日から同年11月3日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び南風原町経済建設部まちづくり振興課において縦覧に供する。

平成24年7月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン南風原ショッピングセンター 南風原町字宮平264番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地1 代表取締役 末吉康敏
- 3 届出年月日 平成24年5月31日
- 4 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
変更前 午前9時  
変更後 午前7時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前9時から午後12時まで  
変更後 午前7時から午後12時まで
- 5 変更の年月日 平成24年6月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年7月3日から同年11月3日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成24年7月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン那覇ショッピングセンター 沖縄県那覇市金城5丁目10番地2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 代表取締役 若林辰雄
- 3 届出年月日 平成24年5月31日
- 4 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
変更前 午前9時  
変更後 午前7時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前9時から午後12時まで  
変更後 午前7時から午後12時まで
- 5 変更の年月日 平成24年6月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

### 収 用 委 員 会 事 項

#### 沖縄県収用委員会告示第9号

収用し、及び明け渡すべき土地 宮古島市平良字西里アラバ1514番7、1528番3及び1528番4

土地所有者 不明 ただし、登記名義人亡宮国恵臣相続人 住所不明

関係人 宮國恵祥 住所不明 ただし、本籍沖縄県平良市字西里1540番1

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

県道高野西里線（その3）裁決申請等事件に係る平成24年6月14日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成24年7月24日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年7月3日

沖縄県収用委員会

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074	印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
--	--